

## 契約の概要について記載した契約前書面

(警備業法第19条第1項、同法施行規則第33条第2号)

	項 目	内 容
1	警備業者氏名又は、住所及び 電話番号並びに法人にあつては 代表者の氏名	アーバン警備保障株式会社 代表取締役 寺西賢次 〒570-0061 大阪府守口市小春町7番13号 Tel:06-6996-7500 Fax:06-6996-7300
2	警備業務を行う期間及び実施日	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
3	警備業務を行う時間帯	請負内容により異なるため、警備業務を行う前日までに決定する。
4	警備業務を行う事とする場所	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
5	警備員の人数及び担当業務	交通誘導業務を実施し、人数等は警備業務を行う前日までに決定する。
6	警備員が有する知識及び技能	警備員教育(新任・現任)を受講している者。交通誘導警備業務2級検定合格 警備員又はそれに準ずる知識及び技能を有する者。
7	警備員が用いる服装	弊社所定の制服 (公安委員会届出済み)
8	使用する機器又は各種資機材	無線機、手旗(紅白)、誘導灯、警笛ほか、協議の結果必要とするもの。
9	負傷等の事故発生時の措置	事案に即した所定の処置を講じるとともに、直ちに関係機関等へ必要な連絡 を行い、被害の拡大防止を図る。
10	報告の方法、頻度及び時期その他 依頼者への報告	毎日、警備終了後に「警備日報」を作成し提出する。
11	警備料金・その他の費用	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
12	支払いの時期及び方法	請負内容により異なるため、本契約と締結する前日までに決定する。
13	警備業務の再委託に関する事項	他の警備業者に再委託はせず、全ての警備業務を弊社にて実施する。
14	免責に関する事項	①天変地変その他弊社の責めに帰さない損害。 ②弊社から改善要請を行ったにもかかわらず、是正されない為に発生した損害。
15	損害賠償の範囲、損害賠償額その 他の損害賠償に関する事項	弊社の責に帰すべき損害について、警備業務賠償責任保険に基づき、一事故 について総額10億円までを上限とし、これを保証する。
16	契約の更新に関する事項	工事期間が延長するときは、契約の更新について相互に協議して決定する。
17	契約の変更に関する事項	その都度、協議して決定する。
18	契約の解除に関する事項	その都度、協議して決定する。
19	警備業務に関する苦情の受付窓口	弊社、業務部 Tel:06-6996-7500
20	特約事項	特約事項がある場合は、請負内容により異なるため、別紙書面を提出する。